

## 「第 9 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」の策定に向けて

## 1 経過

昭和 61 年度（1986 年度）に「第 1 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」を策定して以来、5 年ごとに見直しを行っており、令和 3 年度（2021 年度）に策定した第 8 期計画は令和 7 年度（2025 年度）をもって計画期間の満了となる。このことに伴い、令和 8 年度内に第 9 期計画の策定を行う。

## 2 湖沼水質保全計画

### (1) 根拠法令

湖沼水質保全特別措置法 第 4 条

### (2) 概要

関係機関および関係者の合意と協力を得つつ、指定湖沼の水質保全のために必要な各種対策を計画的にとりまとめ、その総合的な推進を図るもの。

### (3) 第 9 期計画の主な記載事項

#### ア 計画期間

令和 8 年度～令和 12 年度（5 カ年）※終期要検討

#### イ 水質保全方針

重点的または新たな取組等（第 8 期の評価を踏まえて検討）

#### ウ 計画期間内に達成すべき目標

水質保全方針の取組等を踏まえた水質（COD、全窒素、全りん）の将来予測を基に水質目標値を設定

#### エ 水質の保全に資する事業

下水道、農業集落排水施設、浄化槽、廃棄物処理施設、水草の除去等の湖沼浄化対策等、流入河川等の浄化対策

#### オ 水質の保全のための規制その他の措置

工場・事業場の排水対策、生活排水対策、畜産業に係る汚濁負荷対策、魚類養殖に係る汚濁負荷対策、流出水対策、ヨシ群落の保全、水質監視、調査研究、生態系の保全、地域住民等との協働等

#### カ 赤野井湾流域流出水対策推進計画

## 3 赤野井湾流域流出水対策推進計画

### (1) 根拠法令

湖沼水質保全特別措置法 第 26 条

### (2) 概要

農地、市街地等からの汚濁負荷量を削減するため、流出水対策地区を指定し、対策の実施を推進するために策定するもの。現行は第 4 期計画

### (3) 第 5 期計画の主な記載事項

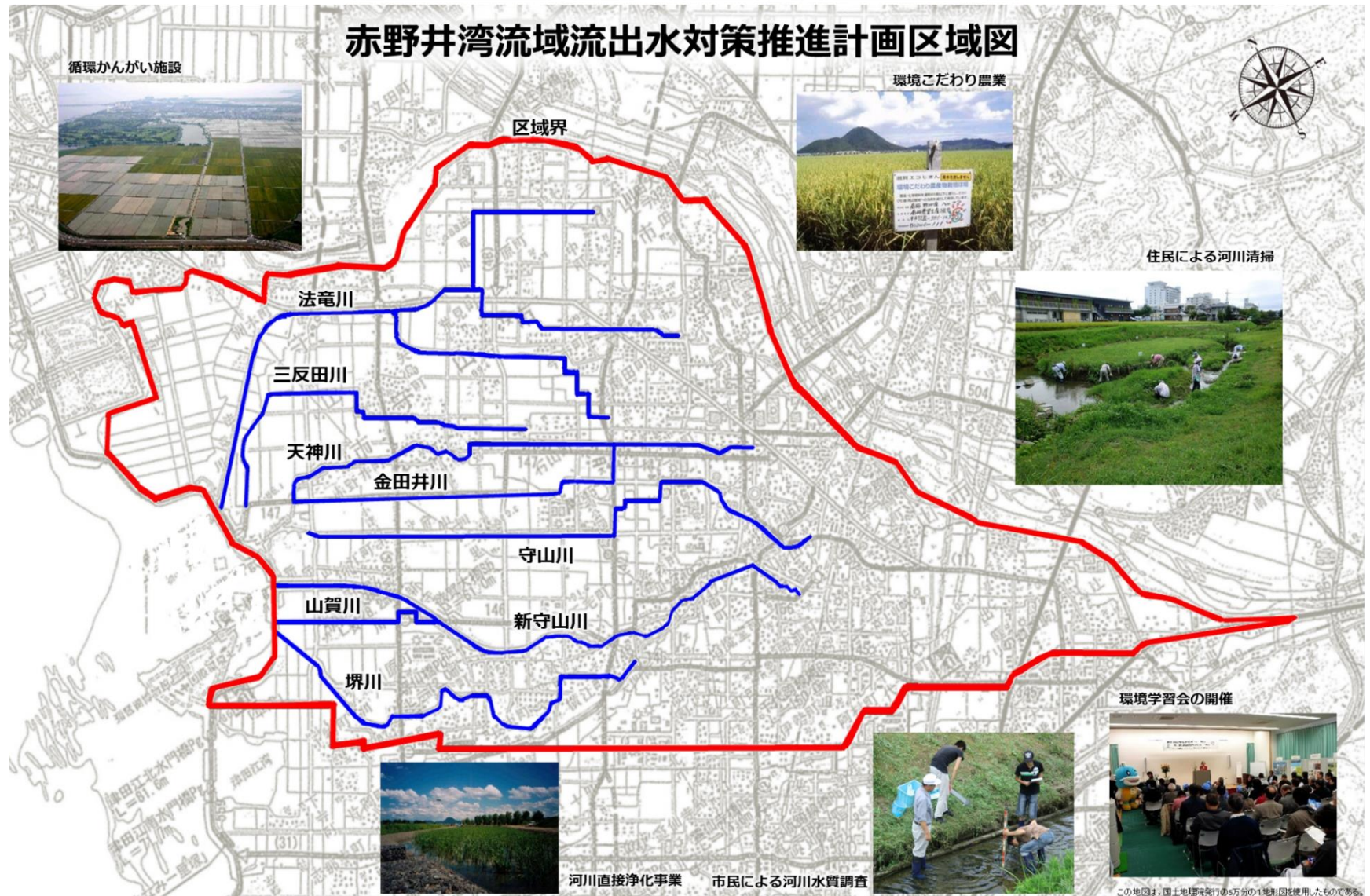
#### ア 計画策定の経緯

#### イ 取組の評価と課題

#### ウ 赤野井湾流域流出水対策の実施の推進に関する方針

#### エ 赤野井湾流域流出水の改善に資する具体的方策に関すること

赤野井湾流域流出水対策推進計画区域図



## 4. 今後の予定

### 令和7年度（2025年度）

- ・ 2月9日 赤野井湾流域流出水対策推進連絡会  
流出水対策の現状や課題の整理
- ・ 3月 第9期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（環境審議会へ諮問）

### 令和8年度（2026年度）

- ・ 7月 赤野井湾流域流出水対策推進連絡会  
第5期赤野井湾流域流出水対策推進計画（素案）の検討
- ・ 10月 赤野井湾流域流出水対策推進連絡会  
第5期赤野井湾流域流出水対策推進計画（案）のとりまとめ
- ・ 11月 第9期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（答申）
- ・ 12月～1月 県民政策コメント  
関係地方公共団体への法定意見聴取（県内市町）
- ・ 3月 第9期湖沼計画（案）  
主務大臣への法定協議 ⇒ **第9期湖沼計画決定、公表**